

広島市告示第186号  
令和8年4月1日

地方自治法第243条の2（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定に定める指定定期検査機関が行う特定計量器定期検査に係る特定計量器定期検査手数料収納業務の公金事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
  - (1) 名 称：一般社団法人 広島県計量協会
  - (2) 代表者の氏名：会長 西本 維文
  - (3) 住所又は事業所の所在地：広島市南区丹那町4番12号
  
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和7年4月1日
  
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日